

教育等の振興に関する施策の大綱について

1 目的

地方公共団体の長は、民意を代表する立場であるとともに、教育行政においては、教育委員会の所管事項に関する予算の編成・執行や条例提案などの重要な権限を有している。また、近年の教育行政においては福祉や地域振興などの一般行政との密接な連携が必要となっていること等を踏まえ、地方公共団体の長に大綱の策定を義務付けることにより、地域住民の意向のより一層の反映と地方公共団体における教育、学術及び文化の振興に関する施策の総合的な推進を図るもの。

2 概要

- 地方公共団体の長は、教育基本法（平成 18 年法律第 120 号）第 17 条第 1 項に規定する基本的な方針を参照し、その地域の実情に応じ、当該地方公共団体の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱を定めるものとしたこと。

(法第 1 条の 3 第 1 項)

- 地方公共団体の長は、大綱を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、総合教育会議において協議するものとすることとしたこと。

(法第 1 条の 3 第 2 項)

- 地方公共団体の長は、大綱を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なくこれを公表しなければならないとしたこと

(法第 1 条の 3 第 3 項)

- 法第 1 条の 3 第 1 項の規定は、地方公共団体の長に対し、法第 21 条に規定する事務（教育委員会が管理し、又は権限を与えるものと解釈してはならないものとしたこと

(法第 1 条の 3 第 4 項)

3 定義

- 大綱は、地方公共団体の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策について、その目標や施策の根本となる方針を定めるものであり、詳細な施策について策定することを求めているものではない。

- 主たる記載事項は、各地方公共団体の判断に委ねられるが、主として、学校の耐震化、学校の統廃合、少人数教育の推進、総合的な放課後対策、幼稚園・保育所・認定こども園を通じた幼児教育・保育の充実等、予算や条例等の地方公共団体の長の有する権限に係る事項についての目標や根本となる方針が考えられる。

※ 例えば、地方公共団体において教育基本法第 17 条第 2 項に規定する教育振興基本計画その他の計画を定めている場合には、その中の目標や施策の根本となる方針の部分が大綱に該当すると位置付けることができると考えられることから、地方公共団体の長が総合教育

会議において教育委員会と協議・調整し、当該計画をもって大綱に代えることと判断した場合には、別途策定する必要はないとのこと。

教育基本法第17条抜粋

(教育振興基本計画)

第十七条 政府は、教育の振興に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、教育の振興に関する施策についての基本的な方針及び講すべき施策その他必要な事項について、基本的な計画を定め、これを国会に報告するとともに、公表しなければならない。

2 地方公共団体は、前項の計画を参照し、その地域の実情に応じ、当該地方公共団体における教育の振興のための施策に関する基本的な計画を定めるよう努めなければならない。

- 大綱は、教育基本法に基づき策定される国の教育振興基本計画における基本的な方針を参照して定めることとされているが、地域によって教育課題も様々であることから、地方公共団体の長は、実情に応じて策定することであること。
- 大綱は、教育行政における地域住民の意向をより一層反映させる観点から地方公共団体の長が策定するものとしているが、教育行政に混乱を生じさせないよう、総合教育会議において十分に協議・調整を尽くすことが肝要。
- 地方公共団体の長の任期が4年であることや、国の教育振興基本計画の対象期間が5年であることに鑑み、大綱が対象とする期間は、4年から5年程度を想定しているもの。